

II-1. 公益認定基準に定められた法人の 財務に関する三基準の適合性

1. 収支相償が保たれていること（認定法第5条第6号、第14条）

公益目的事業会計 経常収益 ①	179,978,892円
当期特定費用準備資金取崩し額 ②	4,194,048円
公益目的事業会計 経常費用 ③	178,306,454円
当期特定費用準備資金積立額 ④	41,940,483円
公益目的事業会計の収支相償判定 $(①+②)-(③+④)<0$	△36,073,997円

公益目的事業の収支相償は保たれています。

2. 公益目的事業比率が50%以上であること（認定法第5条第8号、第15条）

公益目的事業会計 経常費用 ①	216,052,889円
法人会計 経常費用 ②	47,257,474円
公益目的事業比率判定 $①÷(①+②)≥50%$	82.1%

公益目的事業比率は50%以上になっています。

3. 遊休財産保有限度額制限を超えないこと（認定法第5条第9号、第16条）

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額 ①	178,306,454円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 ②	41,940,483円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 ③	4,194,048円
遊休財産額の保有上限額 $(①+②)-③$ ④	216,052,889円
資産合計 ⑤	253,360,389円
負債合計 ⑥	51,504,121円
固定資産控除対象財産額 基本財産、その他固定資産、特定資産の一部（預かり保証金 引当資産を除く） ⑦	89,568,651円
遊休資産額判定 $(⑤-⑥-⑦)<④$	112,287,617円

遊休財産額は、遊休財産額の保有限度額を超えていません。